

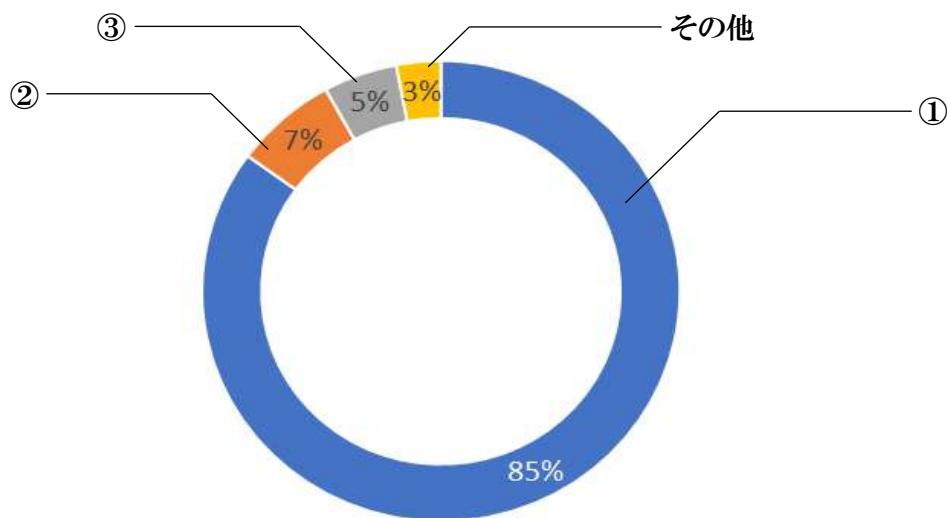
江戸時代の身分

名前

解答

解答

問1 下図は、江戸時代の身分別の人口の割合を示している。①～③に入る身分を答えよ。



(①百姓) (②武士) (③町人)

問2 領地や米を主君から与えられ、軍事的な義務を果たす身分は何か。 (武士)

問3 商人や職人を合わせた身分であって幕府や藩に税を納める身分は何か。 (町人)

問4 帯刀、名字を公に名乗ることが許された身分は何か。 (武士)

問5 土地を持つ百姓を何というか。 (本百姓)

問6 土地を持たない百姓を何というか。 (水のみ百姓)

問7 村役人には、どのようなものがあるか。 (庄屋(名主)、組頭、百姓代)

問8 四公六民とは、どのような税負担か。

(収穫高の4割が年貢で、6割が百姓の手元に残る)

問9 五公五民とは、どのような税負担か。

(収穫高の5割が年貢で、5割が百姓の手元に残る)

問10 年貢の納入や犯罪の防止に連帯責任を負わせる制度を何というか。 (五人組)

問11 江戸時代の身分の中で、他の身分の人々から差別された身分は何か。 (えた身分、ひにん身分)

問12 差別された人々が行っていた仕事として正しいものを次の枠内から全て選べ。

死んだ牛馬の解体 皮革業 蔵屋敷の運営 役人の下働き 芸能 雪駄作り

(死んだ牛馬の解体 皮革業 役人の下働き 芸能 雪駄作り)

